

## 市原市サッカー協会 4 種委員会 ホームページ運営規定

2017. 12. 1

市原市サッカー協会第4種委員会は、ガイドラインを以下のように定め、ホームページの運営について適切に取り扱います。

(目的)

1 市原市のサッカー発展のため

(管理・運営)

2 ホームページは事務局が管理し、役員が必要な業務を担当する。

(1) 各部のページについて

- ・各部ごとに下記の掲載内容を掲載する。
- ・事務局 参加申し込み関係・大会抽選結果・選手の移籍・選手登録関係
- ・技術指導部 トレセン関係 他
- ・競技部 大会要項 他
- ・審判部 審判報告書・講習会のお知らせ 他

(2) 過去の大会記録について

- ・原則 5 年保存とする。必要に応じ、それ以上の保存を検討する

(3) 急を要するお知らせについて(大会の順延・練習会の順延・中止等)

- ・掲示板を使用して各部の部長もしくは部長から依頼された委員が直接掲載する。

(公開の内容)

3 公開の内容は、次の通りとする。

(1) 入手した情報

(2) 活動に必要な情報

(3) 各チーム・役員等が提供する情報

(4) 大会結果等

(公開情報の責任及び事後措置)

4 ホームページで公開する情報について、次のように定める。

(1) 公開は委員長の判断をもって行う。承認が必要な事項については、委員会の承認後に行う。

(2) 掲載する内容は、市原市サッカー協会4種委員会または、掲載依頼者において責任を持つものとする。

(3) 4種委員会は適宜、掲載内容のチェックを行い、疑義等が生じた場合には、速やかに掲載依頼者等に確認を行う。

(著作権)

5 ホームページの掲載物における著作権は、市原市サッカー協会4種委員会に属する。ただし、すでに著作権があるものを除く。また、掲載記事、画像等の作成にあたっては、著作権法に十分留意し、違法な公表、複製等の行為を行わない。

(禁止事項)

6 管理者並びに利用者は、次のような行為をしてはならない。

- (1)法令及び公序良俗に反する行為
- (2)営利を目的とする行為
- (3)第三者の人権、権利を侵害する行為
- (4)第三者を誹謗、中傷、差別するとみなされる行為
- (5)その他インターネット利用上のルールとマナーに反する行為

(その他)

7 このガイドラインは必要に応じて見直しを行うものとする。

平成29年12月 1日制定